

# 近年におけるエチオピアの 政治情勢 人民共和國成立に関連して

岡倉登志

## はじめに

1974年9月12日という日は、エチオピアにとって運命的な日となった。この日、同年2月下旬より緩やかに進められていた「エチオピア革命」は、ついに一大転機を迎えた。皇帝ハイレ＝セラシエ一世が逮捕されたためである。かくて、226代続いたといわれるエチオピア帝政の閉幕は、時間の問題となった。12月20日には「社会主義宣言」が発表され、年が改まるや、外国銀行、外国資本が権益をもつ企業などの国有化が実施された。さらに、75年2月11日には現在のメンギスツ大統領を「臨時軍部評議会」議長とする軍事政権が成立した。新政権は、土地改革・教育改革など急進的な改革を次々に進めたが、その一方で飢餓問題や民族・国境問題などは、以前よりもある意味で深刻になりさえした。

それ以来、1987年9月までのメンギスツ軍事政権は、決して順風満帆ではなかった。12年半に及ぶ期間に幾多の困難があり、いくつかの転機もあった。とりわけ76年には首都アジスアベバ周辺でも反政府勢力の行動が絶えず、学生中心の「エチオピア人民革命党」、旧地主層主体の「エチオピア民主連合」という左右の過激派によるテロ活動もあり、元首メンギスツの暗殺未遂事件も起こった。これに対して政府は、弾圧を強化するとともに「エチオピア第一主義」を大義名分にエリトリアやオガデン(ソマリア側からいえば西ソマリア)との戦闘を拡大し、民心の結集を図ろうとした。メンギスツ政権は、その後も何回かの動揺を経験するが、

昨年9月11日には民政移管を表明した新憲法を發布し、国民議会はメンギスツを大統領に選出した。これこそはエチオピアが民主的な共和国として生まれ変わるための重大な契機であり、帝国から共和国への過渡期としての軍事政権を清算する転換の弾みになるとも思われる。

まず、民政移管の準備過程として重要と思われる若干の点を言及しておきたい。

## 1 コンゴ型の機構改革の施行

メンギスツ軍事政権による人民共和國樹立の過程は、他の国の民政移管過程と比べてみた場合、コンゴ人民共和国が成立する以前のエングアビ軍事政権下でのそれに一番類似しているのではなからうか。つまり、両国とも軍部は強力な一党を「前衛党」として設立し、その指導権をも事実上は握りながら、民政化のための中心的役割を党に担わせた。また、党の指導下に労働者や農民の全国的組織を拡大し、それらが民政移行の過程でやはり重要な機能を果たしたのである。

エチオピア人民共和国 (People's Democratic Republic of Ethiopia) を成立させることは、以前からの政府の目標であり、「人民共和國の実現へ向かおう」が国家的スローガンになっていた。この目標を達成するための1977年以降の動向について、昨年のメーデーでメンギスツ元首は、次のように述べている (*The Ethiopian Herald*, 1987年5月2日に掲載されている演説より要約)。

1977年に「全エチオピア労働組合連合」(All Ethiopian Trade Union; AETU)が創設され、エチオ

ピアの労働者たちは、数のうえでもイデオロギーの面でも成長した。これはもちろん「エチオピア人民労働者党」(Worker's Party of Ethiopia : WPE)の指導によるところ大である。また、農民たちは、「全エチオピア農民協会」(All Ethiopian Peasant's Association : AEPA)を組織した。そして、労働者と農民の全体的な組織が82年に再編強化されたことにより、今まさにエチオピア人民共和国確立のための準備が遂行中という結果になっているのである。

1979年9月にWPEが唯一の政党として採用されることが公表され、3カ月後には同党組織委員会が発足し、84年になってWPEが実際に政党として成立した。そして87年9月までの同党の役割は、コンゴ人民共和国成立前の「コンゴ労働党」のそれとよく似たものであった。

アメリカのアフリカ問題誌*Africa Report*, 1987年11-12月号では、「新しい人民共和国の樹立は、権力内での『旧衛』("old guard")である軍隊と共産党(人民労働者党のこと)の協体制の強化」とみている。政治の表面で、党の機能が目立つようになろうが、常に軍部が影のようにつきまとう状況がしばらくの間続くことは間違いないであろう。さらに、親ソ派の党の有力指導者が新共和国政府の要職に就いていないという事実もある(*The Economist Intelligence Unit*, 第4号, 1987年)。

## 2 新憲法の準備過程

先に紹介したメーデー演説で、今回大統領になったメンギスツは、次のように述べている。

「周知のとおりわれわれが現時点で担っている主な歴史的任務は、エチオピア人民民主共和国を確立するために身を粉にして働くことである。これに関連して主要かつ基本的な作業は将来にわが国を導く憲法を定めることである。まさしく最も近い将来で

の主な国家的活動は、すべてエチオピア人によって憲法草案が論議されることである。その憲法は、この国の長い歴史のなかで、初めて労働者の権力が明確に確かめられるための文書である。また、憲法は、公的な論議を通じて豊かなものになるのである」。

恐らく、党を通じて組合組織その他で憲法をめぐる討議が行なわれたであろうが、自由な雰囲気の中で討議されたとは思わない。ただ草案と発布された新憲法の全文に目を通せない現状では、どの部分がどのように変更されたかについても残念ながら十分に言及できない。

*Africa Research Bulletin(Political Series)*1986年7月15日によると1986年2月に「憲法草案準備委員会」が成立し、6月上旬にはすでに草案ができあがっており、これが党組織、組合などを通じて各職場、地域において討議にかけられたと考えられる。したがって、87年7月ごろまで「公共討議」が続いたとすれば、その期間はほぼ1年である。

次の憲法草案の部分的な紹介により分かるように、この準備委員会のメンバーの一人として「民族研究所」(Nationalities Institute)の有力者が加わっており積極的な役割を果たしていたこと(*The Ethiopian Herald*, 1987年5月4日)に注目しておきたい。

## 3 憲法草案の骨子と問題点

新憲法の発布は、帝政から共和政への移行の過渡期に相当する約13年間の「臨時軍部行政評議会」(エチオピア国内ではDergueの呼称で知られている)の支配時代の終了を意味するとともに、少なくとも形式上は、軍政から民政への移管の最終的手続きであった。かくて、約半世紀に及んだ立憲君主政の時代は終わりを告げ、(人民)共和政の時代が

◆近年におけるエチオピアの政治情勢

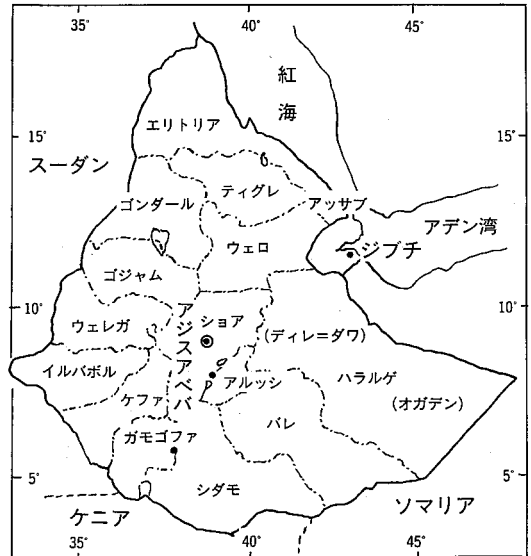
到来した。

先に引用した*Africa Research Bulletin*は、エチオピアの新憲法をソヴィエトの組織をモデルにしていると記しているが、選挙に基づく議会制、宗教・言論・出版・集会・平和的デモの自由の保証といった点は、資本主義国の共和政憲法や日本国憲法と変わらない。また、5年任期の大統領は、835名の議員（1人1区制で1987年6月14日の第1回選挙ではWPEが指名した約2500名の候補者名簿に対し1450万人の選挙人が投票。*Africa Research Bulletin*, 1987年7月15日）によって構成されるShengoと呼ばれる国民議会で選ばれる。大統領は、行政の長であるとともに軍の最高司令官でもある。議会に対しては大臣はもちろんのこと、「労働者監督委員会」の長を任命できるし、最高裁判官の任免権をも大統領が所持している。

むしろ、ソヴィエトの組織との関連は、自治共和国制を含む多民族（連邦）国家制を採用するかどうかをめぐる行政組織の問題にみられるのではなかろうか。この点に関連して、憲法草案に主要なナショナリティー（エチオピア国民を構成している民族諸集団）のための地域的な自治について詳述されることが期待された。しかし、草案には、「エチオピアは、行政・自治的な諸地域からなる統一国家であるであろう」と記されているだけで、行政地域と自治的地域との相違も示されていなかった。ただし、次の文言が付け加えられている。「自治的な地域は必要に応じてさまざまな行政単位をもつであろう」。「自律的地域の境界、標準、管轄は、法で制定されよう」。その他、地域議会の権限や機能などについて言及されている。

以上のように草案を紹介した後、*Africa Research Bulletin*, 1986年7月15日は、「ナショナリティーの自決権の概念も、ましてや理論上の分離権についての言及も見られない。エリトリアを特別ケース

改定前の行政地域（14州）



(出所) Ethiopia Mapping Agency, *Ethiopia*, 1983年 (*The Times Atlas of the World*, 第4巻, ロンドン, The Times Publication 1956年により修正)。( )内は新「自治区」

とするわけではない。だが、エリトリアは、おそらくアファル地域の一部となるアッサブ行政単位とともに一つの大きな単位になるであろうとの予測を立てている。1987年9月の憲法制定後の行政改革を見ると、この予測は的中している。

#### 4 新たな行政区分とエリトリア\*

新憲法制定とほぼ同じころ、エチオピア国民議会は、14の州に分けた行政構成を24行政地域（州）と5の自治的地域に改めることを決定した。5の自治的地域（自治区と名づけられるか）とはエリトリア、ティグレ、アッサブ、ディレ=ダワ、それにオガデンである。これらの新区分は、主にエスニック・グループ(ethnic group)を単位としている。オガデンは、いうまでもなくソマリ族\*\*、ディレ=ダワはイッサ族、アッサブではアファル族、ティグレはティグリニア語を話す人々の居住区に指定された。これは行政構成の単位をエスニック・グループ単位にできるだけ一致させるという配慮で

\*以下の記述は、主に *The Economist Intelligence Unit*, 第4巻, 1987年, 22ページによっている。

\*\*慣用に従い「族」を用いたが、「人」の方がよいかも示れない。イッサ族、アファル族についても同様。

数派エスニック・グループを結集しようとの意図がうかがえる。実際、エチオピア領内東部に住むソマリ族は、オガデン、ディレ=ダワ、ハラルゲの3カ所に分かれて住んでいたが、今回オガデンに自治性を与えることでソマリ族の集中的居住を図ろうとしている。

けれども、エリトリアは例外であり、多くの「エスニック・グループ居住地域」である。それでも基本的には、ここでもエスニック・アイデンティティと行政単位との一致をできるだけ心がけて三つの行政区分が導入された。すなわち、南西部はクナマ族の地域、中部はティグリニア語を話す人々が中心であり、北部はティグリニア語の地域と定められた。そして、エリトリアのアファル地区は、アッサブに事実上併合された。

エリトリアに大幅な自治を与えたように思える今回の改定に対し、「エリトリア人民解放戦線」(EPLF)は、アッサブの切り離しや、ナショナリティーに基づいた3行政区の区分をエリトリアの統一を分断する試み以外の何ものでないと非難した。西ソマリア解放戦線も、エチオピアに住むソマリ族を他のソマリ族から分断するための策謀として今回の行政改革を見ている。ただ、ティグレ人民解放戦線(TPLF)とオロモ解放戦線(OLF)は、予期されたほどの積極的な批判を示さなかった。

いずれにせよ、行政区分の問題は、民族問題がらみであり、そう容易に解決しそうもない。とりわけ、エチオピアとエリトリア・ソマリアとの関係は、新たに生まれたエチオピア人民共和国にとっても、依然として最も重大な政治問題であることに変わりない。また、今のところ穏やかであるが、約40%の人口を占めると見られるオロモ族の状況にも、新行政区の実施によって変化が生じるであろう。その結果が凶とであれば、人民共和国政府にとって大問題となる。「少数民族」も、新行政

区を封じ込めと感じ、経済的不利益などを痛感することがあれば沈黙してはいないであろう。このようなことをも考えてか、新政府の首脳陣の構成には、出身エスニック・グループのバランスが配慮されている。

## 5 外交政策に変化の兆しか

副大統領で国会評議会のメンバーであるフィシエ=デスタが、新人民共和国の誕生から約2カ月後に欧州へ出かけたのをはじめ、新政府は、米国、カナダ、オーストラリアへも外交ミッションを派遣した。さらに、国際通貨基金(IMF)に農業分野に関する報告書を提出するなど西側との関係構築に急速に動きだした。日本の外務省筋も「深刻な早ばつで西側の援助に期待せざるを得なくなった」と見て、昨年3月の駐日大使の亡命後の断絶状態を修復するために中近東アフリカ局長をアジスベバへ派遣した。

しかし、他方ではメンギスツ大統領自らがモスクワ、プラハ、ベオグラードなどソ連・東欧を11月上旬に歴訪しており、いわば東側陣営の一員であることには、少なくとも今しばらくは変わらないであろう。また先に、ソウル・オリンピックへの不参加も決定している。けれども、経済情勢や、新たな権力争いとの関連などから外交路線の変更が近い将来に起こる可能性はある。それにはもちろん西側からの働きかけという要素も重要であろう。エチオピア新政府がサウジアラビアとの関係改善を図ろうとしている動きにも注目してよい。

いずれにせよ、内政同様に外政の面でも新生エチオピア人民共和国の前途を占うには、もっと時間が必要であるし、十分な情報を蒐集しなければならない。

(おかくら・たかし/大東文化大学)